栃木県中学校体育連盟申合わせ事項（県中体連・県中学校長会　H30.11）

1　はじめに

平成３０年３月にスポーツ庁から出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び，同年９月に栃木県教育委員会が作成した「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」に則り，運動部活動について，栃木県中学校体育連盟と栃木県中学校長会で，申合わせ事項を作成する。

2　適切な指導の実施

（1）　運動部活動の実施にあたっては，生徒の心身の健康管理と事故防止，及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

（2）　競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により，休養を適切に取りつつ，短時間で効果が得られる指導を行う。

（3）　「運動部活動指導者ハンドブック（県教委）」及び，中央競技団体が作成した指導手引きを活用する。

3　適切な休養日等の設定について，以下を基準とする。

（1）　休養日の設定

①　学期中は，週当たり２日以上（平日は少なくとも１日，週末は少なくとも１日以上）の休養日を設ける。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は，休養日を他の日に振り替える。

②　長期休業中は，学期中に準じた扱いを行う。また，ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

③　大会（中学校体育連盟等主催）前において，規準どおりに休養日が確保できない場合には，その前後に代替の休養日を確保する。

（2）　活動時間について

①　一日の活動時間は，長くとも平日では２時間程度，学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とする。

②　朝練習を行う場合には，季節や生徒の通学時間などを考慮しながら，生徒の健康，学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。

③　練習試合等で規準の活動時間を超えて活動する場合には，別の日の活動時間を減らすなど，週当たりの活動時間にも留意する。

4　安全管理の徹底

（1）　日頃から，活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を集約し共有するなど，安全対策を講じる。

（2）　各生徒の発達の段階，体力，習得状況を把握し，無理のない練習となるよう留意するとともに，施設・用具等の定期的な安全確認，事故が起こった場合の対処の仕方，医療関係者等への連絡体制を整備する。

（3）　運動部顧問は，生徒の活動に立ち合い，直接指導することを原則とする。やむを得ず立ち会えない場合には，他の教員と連携・協力等により，安全面に十分留意した内容や方法で活動させる。

（4）　活動時の気象情報を確認し，危険と判断される場合には，ためらうことなく計画の変更・中止等適切な処置を講ずる。高温・多湿時においては，「熱中症予防サイト」（環境省 HP）や「熱中症予防指針」（公・日本スポーツ協会）等を参考に，運動の実施を判断する。

5　県大会の運営等について

（1）　大会実施の曜日は，原則として金曜日を初日とした，金・土・日曜日とする。ただし，総体は夏季休業中のためその限りではない。

（2）　中体連主催大会に出場するチーム・選手の引率者，監督，部活動指導員，外部指導者（コーチ），トレーナー等が，部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により，懲戒処分等を受けた場合は，下記①②に定めるところにより，指導者等の登録を禁止する。（「１回目」は２４か月，「２回目」は「指導者の資格なし」）

①「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応（再送）（H30 3）」

②「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する栃木県中学校体育連盟の対応（H30 9）」

6　職員の服務・勤務態様

①　生徒引率の場合　⇒　出張（学校旅費）

②　大会役員及び審判員等の場合　⇒　出張（旅費別途）

※土・日曜日に出張し振替を取る場合は，各市町教育委員会の規程に準ずること。

③　代表者会議の場合　⇒　出張（旅費別途）